

ID: 227

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定工事店の指定手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町下水道条例 第31条第1項		
例 規 番 号	平成11年 条例第22号		
<p>【根拠条文】 (指定工事店の指定手数料) 第三十一条 管理者は、指定工事店の指定の事務について、当該事務の申請者から手数料を徴収する。 2 前項の手料は、一件につき五千円とし、申請の際に徴収する。ただし、管理者がその指定の申請を棄却したときは、その全部を還付するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日